

飲食事業について

1. 事業期間

設置管理の許可日から令和14年3月31 日までの期間(約5年間)

2. 提案内容

事業開始後、利用者数や需要等に応じて、事業内容を追加するような段階的な事業の提案も可能とします。(例:事業開始当初は喫茶、喫茶の利用者〇〇人以上の場合に事業内容を追加 等)ただし、その場合は事業内容を追加する条件や想定している追加事業内容等についても提案してください。

3. 設置管理許可区域の範囲

洋館棟を除く旧安川邸において、飲食事業を実施する範囲(設置管理許可区域)を提案してください。

設置管理許可区域は、飲食事業を実施することで、飲食を利用しない来場者の立ち入りが制限される範囲とします。

なお、設置管理許可区域として提案可能な面積は500㎡未満です。

また、提案する設置管理許可区域外のエリアでも、例えば期間を限定したイベント等を行うことも可能ですが、行政財産の目的外使用許可や占用許可等を受け、本市に対して支払う使用料や占用料等が発生する場合があります

4. 指定管理者と市の役割分担

旧安川邸において、耐震補強及び改修工事や配膳室の増築工事は本市で実施しております。

指定管理者は、飲食事業に係る設備等を設置し、飲食事業を実施していただきます。

設置管理許可区域における本市と指定管理者の役割分担は以下のとおりです。

<設置管理許可区域における各業務の役割及び費用分担>

	市	指定管理者
什器・厨房機器等の設置・管理	-	○
設備の法定点検(配膳室)	-	○
日常清掃	-	○
定期清掃	-	○
光熱水費(配膳室)	-	○
建物や設備の改修(指定管理者が自ら設置したものは除く)	○	-

※設置管理許可区域において指定管理者が実施する日常清掃等の業務の要求

水準は、「旧安川邸及び夜宮公園駐車施設指定管理業務仕様書 IV 維持管理業務」に準ずるものとします

5. 設備の設置

- (1) 設置管理許可区域に設置する飲食事業に係る設備等については、指定管理者が整備し、整備後も所有していただきます。
- (2) 什器等の設置にあたっては、旧安川邸の雰囲気と調和した配置計画やデザインとしてください。
- (3) 火気の使用は配膳室棟に限定します。
- (4) 設備の設置は下記の役割分担で行うものとします。

種類	対応
上水道	・配膳室：配膳室棟までは本市が整備済。配膳室棟内部の配管について必要な場合は指定管理者が実施すること。 ・上記以外：本市が整備済。
下水道	・配膳室：配膳室棟までは本市が整備済。配膳室棟内部の配管について必要な場合は指定管理者が実施すること。 ・上記以外：本市が整備済。
電気	・配膳室：配膳室棟までは本市が整備済。配膳室棟内部の配線について必要な場合は指定管理者が実施すること。 ・上記以外：本市が整備済。
ガス	・配膳室：配膳室棟までは本市が整備済。配膳室棟内部の配管について必要な場合は指定管理者が実施すること。
電話・通信	・飲食事業に係る部分については、指定管理者が、それ以外の部分については指定管理者が必要に応じて対応すること。

(5) 飲食事業に係る設備等の設計及び工事

- ・ 指定管理者は飲食事業に係る設備等の設計図書、工事行程表を本市に提出し、確認を受けてもらいます。設計の内容が提案内容と相違する場合、本市は指定管理者に修正を求める場合があります。
- ・ 市に確認を受けた設計図書及び工事行程表に基づき、飲食事業に係る設備等の整備工事を実施します。
- ・ 指定管理者は、工事着手前に、工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、本市に報告してください。
- ・ 指定管理者は自らの責任と費用で、施設が設計図書に従い設置されていることを確認する社内検査等を実施してください。
- ・ 指定管理者は、飲食事業に係る設備等の設置工事完了及び社内検査終了後、本市に竣

工図や工事写真を添付した完了届を提出し、本市の確認を受けるものとします。工事内容に不備がある場合や、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合等には、是正を求めます。

6. 事業運営

- (1) 特定の会員のみが利用できる等、「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う提案はできません。団体予約による貸切り等は可能です。
- (2) 飲食事業の運営に当たり、実施する事業の内容は、以下に該当するものは除きます。
 - ・ 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - ・ 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行うものの活動
 - ・ 上記の他、施設利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為
- (3) 配膳室を除く設置管理許可区域については、原則として、飲食をしない利用者も見学できるような措置をとらなければならないものとします。(例：見学時間帯を設けるなど。)ただし、運営上やむを得ない場合で市が承認するときはこの限りではありません。
- (4) 夜間や早朝営業をする場合は、大きな音は出さない、過度な照明は行わない等の配慮を行ってください。
- (5) 他の施設と明確に区分できる配膳室に関しては、子メーターを設置し、指定管理者が光熱水費を負担してください。
※指定管理者の管理する区域と一体不可分な範囲(配膳室以外の照明に係る電気の使用料やトイレに係る上下水道料金等)については、指定管理業務の範囲内として、指定管理者が負担することとします。

7. 設置管理許可

- (1) 本市は選定した指定管理者と協議が成立し、飲食事業に係る設備等の設計内容を承認した後、本市は必要な条件を付し、指定管理者に対し、都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可を与えます。
- (2) 指定管理者は、設置管理許可を受けた権利を他人に譲渡、転貸することは出来ません。ただし、本市の承認のもと、指定管理者が飲食の提供を行う者とテナント契約等を締結して事業を行うことは可能です。その場合は、指定管理者の責任において、事業実施協定及び設置管理許可における規定を遵守させてください。
- (3) 設置管理許可の使用料は、年度ごとに発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、許可日が属する年で、設置管理許可期間が1年に満た

ない場合は、月割計算により支払うこととし、1円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

- (4) 本市が施設の管理運営上必要と判断したときは、設置管理許可区域の変更を求める場合があります。
- (5) 飲食事業に係る設備等の設置許可は施設の設計内容を本市が承認した後の、当該設備等の工事着手日からとなります。

8. 事業内容等の変更

指定管理者が、提案書に基づく事業の内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、本市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限って、本市の承認を得て事業の内容を変更することができます。

9. その他

指定管理者は、事業期間満了後又は指定管理者の責めに帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填又は補償を請求することはできません。